

● 諸外国における自転車に係る制度（海外調査研究に係る報告）

		アメリカ			イギリス	イタリア	オランダ
		カリフォルニア州	ニューヨーク州	ミシガン州			
自転車に関する交通ルール等の周知方法		○中高生に対しては、義務教育のカリキュラムに交通安全教育が組み込まれている。		○学校における交通安全教育は義務付けられていない。	○学校における交通安全教育は義務付けられていない。	○交通法規の周知に関するキャンペーン「イカロ」を23年間継続している（実施義務はないが、22/23では約9,000人の学生がプログラムを受講している。）。	○交通安全教育を学校の教育カリキュラムに入れることが義務付けられている（内容・時間は学校次第だが、教材の質は国が評価している。）。
		○毎年9月に、州交通安全局(OTS)とカリフォルニア・ハイウェイ・パトロール(CHP)が一般市民への教育と意識向上キャンペーンを大々的に実施している。	○令和4年から、運転免許取得前研修に「歩行者及び自転車の安全教育」を義務化する法律が制定され、自転車等に関する注意喚起を行っている。	○自転車の利用が増加する6～8月に、州運輸省、ミシガンフィットネス財団、非営利団体等が主体となり、各種交通安全キャンペーンを実施している。	○中央政府、事故予防協会、自転車関連団体等が連携し、自転車の運転に不安のある人を対象とした国家プログラムとして「Bike Ability」を提供している（約8割の自治体が参加）。	○小中学校の教師向けに、Edustradaという教材を作成している。	○オランダ交通安全協会が実施している「全国VVN交通検定」は、義務ではないものの、実施する学校が多い。
自転車の交通違反に対する違反処理等の在り方	違反処理に係る制度	○大半の交通違反は、通常の刑事手続とは異なる手続による金銭的制裁の対象となる。 ○交通違反の処理方法は自動車と同様。 ○交通違反点数制度は適用されない（オランダのみ、法的には交通違反点数に影響することもあり得る。）。 ○違反を認めない場合、異議がある場合、誤りがある場合には、「異議申立て」※を行うことができる。 ※ 国によって表現は異なるが、いずれの国においても同様の制度が設けられている。					
	交通違反の非犯罪化	○未導入	○未導入	○導入済み ：1979年の法改正によって、軽微な交通違反を非犯罪化し、「民事違反」という枠組みを創設した。	○一部導入済み ：一部地域における駐車違反のみ非犯罪化されている。	○導入済み ：1975年から非犯罪化の取組が始まり、2015年には無免許運転が非犯罪化された。	○未導入